

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成26年6月30日から平成29年3月31日までの 3年間

2 内 容

■育児をする労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援の整備

目標1： 計画期間内に、育児休業等の取得状況を男性は1人以上、女性は出産者のうち70%以上とする。

<対策>

- 平成26年6月～ 職場内への掲示、職員研修などによる育児休業取得の呼びかけ実施。
- 平成26年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職等を対象とした研修の実施。

■働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2： 計画期間内に、時間外労働の削減を推進する。

<対策>

- 平成26年6月～ 部署ごとに残業の実態を把握する。
- 平成26年6月～ 従業員への業務の偏りがないう管理職から指導する。